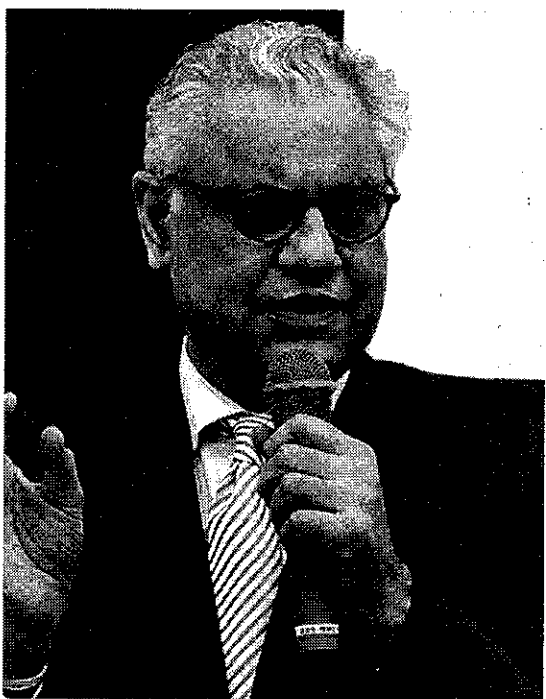


国連特別報告者アナンド・グローバーさん来日

福島原発事故後、日本政府に勧告
「健康の権利」獲得には当事者参加が不可欠



国連人権委員会が選任した「健康に対する権利」に関する特別報告者、アナンド・グローバーさんは2012年11月に来日、福島原発事故後の人権状況を調査した。そして昨年5月、日本政府に対し「リスク対経済効果ではなく、人権に基礎をおき、妊婦や子どもなど最も弱い人々の立場で基準策定を」等、主に低線量被ばくについて年間1ミリシーベルトを基準に住民保護を求める詳細な勧告を行った(女のしんぶん・昨年7月25日号を参照)。しかし日本政府は、いまだこの勧告に従う姿勢を見せていない。

◆
今年3月20日、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウの招聘で来日したグローバーさんが都内で講演、シンポジウムが開かれた。その一部を紹介する。

中でも重要なのが、当事者、実際に影響を受ける人たちが意思決定のプロセスに参加する権利だ。そして差別されないこと。これらはすぐに保障されるべきものだ。福島原発事故時、放射線の影響を受ける住民に事実知らず、子どもたちにはヨウ素剤も配られなかった。低線量被ばくによる影響について科学的根拠はまだ不十分だが、チェルノブイリ原発事故で唯一はっきりしたのは、子どもの甲状腺がんの増加だ。

日本では広島、長崎の被爆者の(健康)調査が長年行なわれ、データも蓄積されてきた。長いスパンで癌が発生することをデータは示しているのに、日本政府はこの結果を重視していない。(重視すれば)容認できる被ばく線量として、20ミリシーベルト、100ミリシーベルトなど根拠のない基準値を設定するはずもない。これを「避難」や「帰還」の基準とすることは間違っている。

……
発言者の崎山比早子さん(高木学校、元国会事故調査委員会委員、元放射線医学総合研究所主任)は、「環境省の桐生参事官は『広島や長崎でも100ミリシーベルト以下で明らかな影響が認められていない』と言ったが、ABC C(放射線影響研究所)が発表した論文に、リスクがゼロなのは線量がゼロの時以外にないと書いてある」。

参事官は、この論文があることすら知らなかったという。
使い捨ての被ばく労働者
私が2012年に調査で来日した際、ショックだったのは、原発で働く非正規労働者の存在。声を

かけられたホームレスの人たちが高線量の放射線を受け働き、許容量に達したら解雇される。1年ほど使い捨て。健康管理もされていない。戦慄を覚えた。インドなら、人々が路上に出て抗議しているはずだ。皆さんも声を上げるべきではないか。

……
発言者の福島第一原発の収束作業員・さぶろくさんは「健康の権利どころか、人間として生きる権利も否定されている。脱原発の活動をしている人からも、いわれない差別を受けた。大量に被ばくしながら働いているのに、『早くやってくれ』。廃炉作業員としての憤りを感じる。まず人間としての権利を認めてくれるような運動をしてほしい」と訴えた。

意思決定に市民の参加を
原子力産業と規制する組織について、日本政府は「独立性を高めた」という疑問だ。東電の株を買った、実質「国有化」したが、今後被災者への賠償はだれがするのか。結局は納税者、市民とはならないか。あらゆる場で、市民が意思決定に参加できるように必要だ。

……
ヒューマンライツ・ナウ事務局長の伊藤和子さんは、グローバーさんの話を補足し、「特に影響を受けやすい子どもや女性が、意思決定に参加できていない。住民参加が軽視されている」。
最後に、グローバーさんは立ち上がり、「社会を変えていくことで政府も動かせる。勝利を信じ、様々な立場の人が同じ声を上げることだ」と、会場の人たちに力強く呼びかけた。(光)